

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和4年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき定期の予防接種等の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①定期の予防接種等の実施に関する事務②定期の予防接種等による健康被害の救済措置に関する事務③定期の予防接種等に係る実費の徴収に関する事務④定期の予防接種等に関する記録に関する情報の照会に応答する事務
③システムの名称	健康づくり情報システム、衛生システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第1の93の2 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 別表第2 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2、121の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項 ②別表第2省令 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子ども健康課
②所属長の役職名	子ども健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市子ども未来部子ども健康課母子保健第1担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-656-0540

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市子ども未来部子ども健康課母子保健第1担当 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-656-0540

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	I-5. ②所属長	保健センター所長 八幡 建志	保健センター所長 平田 員章	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年7月7日	II-1. いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成29年7月7日	II-2. いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成29年7月7日	公表日	平成28年3月4日	平成29年7月7日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	I-5. ②所属長の役職名	保健センター所長 平田 員章	保健センター所長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	II-1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成30年7月11日	II-2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
平成30年7月11日	公表日	平成29年7月7日	平成30年7月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	II-1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和1年6月26日	II-2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない。(理由:しきい値判断結果が変わらないため。)
令和1年6月26日	公表日	平成30年7月11日	令和1年6月26日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年10月8日	表紙 評価書名	個別予防接種事務 基礎項目評価	予防接種関連事務 基礎項目評価書	事前	法改正による
令和2年10月8日	表紙 個人のプライバシーの権利利益の保護の宣言	徳島市は個別予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	徳島市は予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	法改正による
令和2年10月8日	――1――① 事務の名称	個別予防接種事務	予防接種関連事務	事前	法改正による
令和2年10月8日	――1――② 事務の概要	予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	事前	法改正による
令和2年10月8日	――2 特定個人情報ファイル	個別予防接種事務情報ファイル	予防接種関連事務情報ファイル	事前	法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月8日	一―3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の10項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項 別表第1の10 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第1の93の2 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事前	法改正による
令和2年10月8日	一―4―② 法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第2【別表第二における情報照会の根拠】16の2、17、18、19の項【別表第二における情報提供の根拠】16の2の項 ②別表第2省令【情報照会の根拠】第13条	①番号法第19条第7号 別表第2【別表第二における情報照会の根拠】16の2、17、18、19、115の2の項【別表第二における情報提供の根拠】16の2、16の3、115の2の項 ②別表第2省令【情報照会の根拠】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2【情報提供の根拠】第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事前	法改正による
令和2年10月8日	II―1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	法改正による
令和2年10月8日	II―2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	法改正による
令和3年9月1日	評価書番号	4	32	事後	機構改革による
令和3年9月1日	I―4.② 法令上の根拠	19条第7号	19条第8号	事後	法改正による
令和3年9月1日	I―5.① 部署	保健福祉部 保健センター	子ども未来部 子ども健康課	事後	機構改革による
令和3年9月1日	I―5.② 所属長の役職名	保健センター所長	子ども健康課長	事後	機構改革による
令和3年9月1日	I―7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部保健センター予防接種担当	子ども未来部子ども健康課母子保健第1担当	事後	機構改革による
令和3年9月1日	I―8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部保健センター予防接種担当	子ども未来部子ども健康課母子保健第1担当	事後	機構改革による
令和3年9月1日	II―1. いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため
令和3年9月1日	II―2. いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため
令和4年9月9日	I―1.②事務の概要	予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。 定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき定期の予防接種等の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるものについて、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、次の事務に使用している。 ①定期の予防接種等の実施に関する事務 ②定期の予防接種等による健康被害の救済措置に関する事務 ③定期の予防接種等に係る実費の徴収に関する事務 ④定期の予防接種等に関する記録に関する情報の照会に応答する事務	事後	特定個人情報保護評価指針(個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため
令和4年9月9日	I―4.②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 別表第2【別表第二における情報照会の根拠】16の2、17、18、19、115の2の項【別表第二における情報提供の根拠】16の2、16の3、115の2の項 ②別表第2省令【情報照会の根拠】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2【情報提供の根拠】第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	①番号法第19条第8号 別表第2【別表第二における情報照会の根拠】16の2、17、18、19、115の2、121の項【別表第二における情報提供の根拠】16の2、16の3、115の2の項 ②別表第2省令【情報照会の根拠】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2【情報提供の根拠】第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事後	特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため
令和4年9月9日	II―1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため
令和4年9月9日	II―2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため